

宗像市における土地に自立して設置する太陽光発電設備の設置に関する主な窓口

R7.8.1 現在

※下記に記載されている太陽光発電設備とは全て土地に自立して設置するものに限りません。

関係法令等	確認事項	相談窓口	
		宗像市	福岡県
都市計画法 建築基準法	設置する太陽電池モジュール（太陽光パネル）が、建築基準法上の建築物ではないと判断された場合はその設置に関しては都市計画法上の手続は不要です（危険物の貯蔵または処理に供する工作物を除く）。 ※建築物に該当するか否かは、福岡県北九州県土整備事務所建築指導課へお問い合わせください。 ●建築物等を建築する場合 ・市街化調整区域において建築基準法上の建築物等を建築する場合は都市計画法上の許可及び建築基準法上の確認が必要です。 ※付属する建築物等を建築する場合は用途や規模等が必要最小限のものであるか等、個別具体的な判断が必要となりますので、県開発・盛土指導課開発第一係へお問い合わせください。 ・市街化区域内において建築する場合は、建築基準法上の確認が必要です。用途地域内において建築できる建築物等の用途については福岡県北九州県土整備事務所建築指導課へお問い合わせください。 ※市街化調整区域であるか、用途地域の種類等の確認は市都市計画課都市計画係で行うことができます。 ●危険物の貯蔵または処理に供する工作物を設置する場合 建築基準法施行令第 116 条第 1 項の表の危険物の貯蔵または処理に供する工作物を建設する場合は第 1 種特定工作物に該当し、都市計画法上の許可が必要です ※電気事業法第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気事業（同項第 2 号に規定する小売電気事業及び同項第 15 号の 3 に規定する特定卸供給事業を除く）は都市計画法上の手続は不要です。	都市再生課 街なか再生係 0940-36-9777 都市計画課 都市計画係 0940-36-1484	開発・盛土指導課 開発第一係 092-643-3715 北九州県土整備事務所 建築指導課 建築審査係 093-691-4585
国土利用計画法	市街化区域内で 2,000 ㎡以上、市街化調整区域内で 5,000 ㎡以上、都市計画区域外で 10,000 ㎡以上の土地（一団の土地を含む）を売買等した場合、売買契約締結後 2 週間以内に市に国土利用計画法第 2 3 条第 1 項に基づく土地売買等届出書の提出が必要となります。市がこの届出を受領後、県に意見書を進達します。	都市計画課 都市計画係 0940-36-1484	総合政策課 土地対策係 092-643-3213
公有地の拡大の推進に関する法律	市街化区域内で 5,000 ㎡以上の土地を売買しようとする場合、売買契約締結前に、公有地の拡大の推進に関する法律により、市に届出（申出）が必要となります。 この届出（申出）は、地方公共団体等が公共用地として買取りの希望があるかを確認するものです。	0940-36-1484	

宗像市景観計画 宗像市景観条例	景観計画及び景観条例に基づき、一定規模を超える行為については、市に届出等の手続きが必要になります。 ●主な対象行為と届出等対象規模	都市計画課 都市計画係 0940-36-1484																																								
	<table><tr><th rowspan="2">対象行為</th><th colspan="4">届出等対象規模</th></tr><tr><th>景観重点区域Ⅰ</th><th>景観重点区域Ⅱ</th><th>景観重点区域Ⅲ</th><th>景観形成一般区域</th></tr><tr><td>太陽光発電設備</td><td>築造面積 100 ㎡超</td><td colspan="2">築造面積 500 ㎡超</td><td>築造面積 3,000 ㎡超 面積 3,000 ㎡超</td></tr><tr><td>塔状工作物Ⅰ (電柱)</td><td>高さ 5m超</td><td colspan="2">高さ 10m超</td><td>高さ 15m超</td></tr><tr><td>壁状工作物 (擁壁、柵、塀)</td><td colspan="3">柵：長さ 3m超 上記以外：高さが 2m超</td><td>高さ 10m超</td></tr><tr><td>開発行為</td><td colspan="2">開発区域面積 500 ㎡超</td><td colspan="2">開発区域面積 3,000 ㎡超</td></tr><tr><td>土地の開墾</td><td colspan="2">高さ 0.5m超の切土・盛土を生じるもので 当該面積が 500 ㎡超</td><td colspan="2">高さ 2m超の切土・盛土 が生じるもので 当該面積が 3,000 ㎡超</td></tr><tr><td>木竹の伐採</td><td colspan="2">伐採面積 100 ㎡超</td><td colspan="2"></td></tr></table>			対象行為	届出等対象規模				景観重点区域Ⅰ	景観重点区域Ⅱ	景観重点区域Ⅲ	景観形成一般区域	太陽光発電設備	築造面積 100 ㎡超	築造面積 500 ㎡超		築造面積 3,000 ㎡超 面積 3,000 ㎡超	塔状工作物Ⅰ (電柱)	高さ 5m超	高さ 10m超		高さ 15m超	壁状工作物 (擁壁、柵、塀)	柵：長さ 3m超 上記以外：高さが 2m超			高さ 10m超	開発行為	開発区域面積 500 ㎡超		開発区域面積 3,000 ㎡超		土地の開墾	高さ 0.5m超の切土・盛土を生じるもので 当該面積が 500 ㎡超		高さ 2m超の切土・盛土 が生じるもので 当該面積が 3,000 ㎡超		木竹の伐採	伐採面積 100 ㎡超			
	対象行為				届出等対象規模																																					
				景観重点区域Ⅰ	景観重点区域Ⅱ	景観重点区域Ⅲ	景観形成一般区域																																			
	太陽光発電設備			築造面積 100 ㎡超	築造面積 500 ㎡超		築造面積 3,000 ㎡超 面積 3,000 ㎡超																																			
	塔状工作物Ⅰ (電柱)			高さ 5m超	高さ 10m超		高さ 15m超																																			
	壁状工作物 (擁壁、柵、塀)			柵：長さ 3m超 上記以外：高さが 2m超			高さ 10m超																																			
	開発行為			開発区域面積 500 ㎡超		開発区域面積 3,000 ㎡超																																				
土地の開墾	高さ 0.5m超の切土・盛土を生じるもので 当該面積が 500 ㎡超		高さ 2m超の切土・盛土 が生じるもので 当該面積が 3,000 ㎡超																																							
木竹の伐採	伐採面積 100 ㎡超																																									
自然公園法	玄海国定公園内において工作物の新築・改築や土地の形状の変更などの行為を行う場合、県知事の許可や届出が必要になる場合があります。詳細は福岡県宗像・遠賀保健環境事務所地域環境課へお問い合わせください。 ※特別地域や普通地域の範囲の確認は市都市計画課都市計画係で行うことができます。	都市計画課 都市計画係 0940-36-1484	宗像・遠賀 保健福祉 環境事務所 地域環境課 0940-36-2475																																							
農地法	農地を転用する場合、農地法に基づく事前の手続きが必要になります。市街化区域内にある農地の転用については、市農業委員会への事前の届出が必要になります。また、市街化調整区域内の農地の転用については、県知事の許可（転用規模によっては、農林水産大臣の許可）が必要になります。農地の立地状況によっては、転用の許可ができない農地もあります。	農業委員会事務局 農地係 0940-36-0046	農林事務所 農山村振興課 農地係 092-735-6129 水田農業振興課 農地係 092-643-3476																																							

農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域内の農用地（いわゆる農振青地）は、原則として農業利用以外の用途で利用することはできません。やむを得ず農業利用以外の利用をしようとする場合には、市に農用地からの除外の申請が必要となります。申請にあたっては、該当する農用地が法律に定められた除外の要件を満たしているかどうか、農地転用の許可など他法令に基づく許可の見込があるかどうか等、個別の判断が必要となりますので、あらかじめ市農林水産課農業振興係にお問い合わせください。 ※農業振興地域内の農用地であるかどうかの確認は市農林水産課農業振興係で行うことができます。	農林水産課 農業振興係 0940-36-0041	農林事務所 農山村振興課 地域振興係 092-735-6123
森林法	森林法第 10 条の 8 に基づき、保安林を除く民有林のうち地域森林計画で定められた区域の 1.0ha 以下で林地開発に該当しない場合は、市に伐採の届出が必要です。なお、林地開発面積が 0.6ha 以上 1.0ha 以下の場合は、市へ届出する前に県との事前協議が必要です。 ・森林所有者又は立木買受人が届け出る必要があります。 ・伐採を開始する日の 90 日から 30 日前の間に届け出てください。 ・太陽光発電設備の設置を目的とする林地開発で 0.5ha を超える場合、太陽光発電の設置目的以外で 1.0ha を超える場合は県の林地開発許可が必要です。なお、0.3ha 以上 0.5ha 以下の場合は、県との事前協議が必要です。	農林水産課 農業振興係 0940-36-0041	農林事務所 林業振興課 普及係 092-735-6138 農山漁村振興課 森林保全係 092-643-3546
宗像市市街化調整区域等の開発行為に関する条例	事業主は、下記の開発行為に該当する場合は、協議及び工事の着手日の 1 4 日前までに市へ届出等が必要です。 ・市街化区域ではない。 ・面積が 500 ㎡以上である。 ・土砂等による土地の造成、埋立て（水面の埋立てを含む。）、土砂の採取その他の土地の変更による開発行為である。 ※ただし都市計画法第 2 9 条の許可を受けた開発行為である場合は該当しません。	環境課 環境政策係 0940-36-1421	
文化財保護法	太陽光発電設備を設置する土地に埋蔵文化財が存在する可能性がありますので、事前に文化財の有無の照会を行ってください。なお、埋蔵文化財が存在した場合、工法、設置場所等の協議または発掘調査が必要な場合があります。	世界遺産課 文化財係 0940-62-2600	

宗像市ため池の 保全に関する条例	満水面積が 500 ㎡以上のため池については、ため池に影響を与える恐れのある周辺の開発行為を行う場合、市の許可を受ける必要があります。	施設整備課 農林水産整備 係 0940-36-1577	
地方税法	毎年1月1日における所有者は1月31日までに固定資産（償却資産）の申告をしてください。 (法第383条)	税務課 固定資産税係 0940-36-7351	
その他	雨水の道路側溝などへの放流に関する協議、里道に関することなど。	建築課 管理係 0940-36-5203	
	農業用施設（水路、農道、井堰等）に関する協議。	施設整備課 農林水産整備 係 0940-36-1577	
	雨水を雨水排水路などへ放流する際の協議。	下水道課 事業係 0940-36-4136	
	宗像市国土利用計画及び宗像市都市計画マスタープランにおける土地利用方針等の確認。 ※土地利用方針等に反する場合には、関係機関等から設置に係る意見を求められた際、その旨を関係機関等に回答します。	都市計画課 都市計画係 0940-36-1484	

※上記以外にも、再生可能エネルギー設備（メガソーラー等）導入にあたって手続き等が必要になる場合があります。

福岡県がエネルギー総合情報ポータルサイトを開設しており、サイト上に福岡県内の「再生可能エネルギー設備導入（メガソーラー等）にあたって手続きが必要となる可能性のある法令等の担当窓口一覧」を掲載しておりますので、その他法令等については下記ポータルサイトをご確認ください。

福岡県エネルギー総合情報ポータルサイト <http://www.f-energy.jp/kankeihourei.php>